

# 飲酒運転の根絶!

「飲酒運転しない させない 許さない」環境づくりの推進

平成21年10月1日に「沖縄県飲酒運転根絶条例」が施行され、県民等が一体となった活動を推進しています。しかし、未だに飲酒運転はあとを絶ちません。職場や家庭において、飲酒運転についての取組や話し合いを行い、飲酒運転のない安全な沖縄県を目指しましょう。

## 飲酒運転に関する違反行為の点数/処分内容等

### 酒酔い運転



**免許取消し!**(欠格期間 3年)

### 酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度  
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

**13点** 免許停止 (90日)

呼気中アルコール濃度  
0.25mg/ℓ以上

**25点** 免許取消し (欠格期間 2年)

**注意!**

## 飲んだ翌日の飲酒運転

「車内で仮眠をとって酔いをさました」「一晩寝たから酒は抜けていると思った」こんな日中の飲酒運転が増えています。

**一晩寝たから大丈夫ではとおりません!**

### 知っていますか?アルコールの知識

それぞれのアルコール1単位の目安



### 例えば...

左記の合計3単位を飲むと、1単位のアルコールが抜ける(分解される)には、約4時間かかります。



8時間寝たからといって、アルコールが身体で分解されるのは2単位分です。



つまり翌朝は1単位残っている2日酔い状態なのです。

お酒を飲むときは翌日の仕事を考えて、寝ている間にアルコールが分解される適度の量を飲みましょう。

|| 沖縄県交通事故相談所 || 交通事故でお困りの方は、沖縄県交通事故相談所へ

相談日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 相談時間 8:30～17:15

本所:沖縄県南部合同庁舎5階 (那覇バスターミナル向かい) 中部支所:沖縄県中部合同庁舎4階 (県中部福祉保健所裏)

098-866-2185

098-939-7512

無料・  
秘密厳守  
です。